

長久手市要保護児童対策地域協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の適切な保護又は要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）若しくは特定妊婦（同項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。）への適切な支援を図るため、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として設置した長久手市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 協議会は、法第25条の2第2項に規定する業務を行うほか、次に掲げる活動を行うことができる。

- (1) 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）対策を推進するための広報・啓発活動
- (2) その他協議会の設置目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる行政機関、別表第2に掲げる法人及び別表第3に掲げる者をもって構成する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に構成機関等以外の機関等を参画させることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、長久手市子ども部長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会の事務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、協議会の構成員の互選により定める。
- 5 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(組織)

第5条 協議会は、構成機関等の代表者からなる代表者会議、構成機関等の実務を担当する者からなる実務者会議及び実務を担当する者のうち個別の要保

護児童等に係る者からなる個別ケース検討会議によって組織する。

(代表者会議)

第6条 代表者会議は、協議会の活動及びその構成員の連携が円滑に行われるよう次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等に関する情報交換及び支援に係るシステム全体に関すること。
- (2) 協議会の活動方針及び活動計画に関すること。
- (3) 協議会の活動の評価に関すること。
- (4) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

2 代表者会議は会長が招集し、議長となる。

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、実際に実務に従事する者の観点から協議会の活動内容を把握し、検討等するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等の実態の把握に関すること。
- (2) 要保護児童等に対して支援を行っている事例の総合的把握に関すること。
- (3) 個別ケース検討会議における課題の検討に関すること。
- (4) 協議会の活動内容の企画及び調整に関すること。
- (5) その他実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項

2 実務者会議は、会長が招集し、座長には、長久手市子ども部子ども家庭課長をもって充てる。

3 座長職務代理者は、座長が指名する。

(個別ケース検討会議)

第8条 個別ケース検討会議は、個別の要保護児童等に関する具体的な支援の内容等を検討するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 個別の要保護児童等の状況の把握及び問題点の確認に関すること。
- (2) 個別の要保護児童等に係る支援の方針及び関係機関等の役割分担に関すること（個別の要保護児童等を主として担当する機関及び担当者に関することを含む。）。
- (3) 個別の要保護児童等に係る支援の経過の把握及びその評価に関するこ

と。

(4) その他個別ケース検討会議の設置目的を達成するために必要な事項

2 個別ケース検討会議は、次条に規定する要保護児童調整機関が必要に応じ
て招集する。

(要保護児童対策調整機関の指定)

第9条 市長は、法第25条の2第4項の規定により、要保護児童対策調整機
関として、長久手市子ども部子ども家庭課を指定する。

(要保護児童対策調整機関の業務)

第10条 法第25条の2第5項に規定する要保護児童対策調整機関の業務は、
おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 協議会の事務の総括に関すること。

ア 協議会の各会議の開催、議事の運営及び議事録の作成に関すること。

イ 協議会に係る資料の保管に関すること。

(2) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡
調整に関すること。

ア 関係機関等による要保護児童等に対する支援の実施状況の把握に関
すること。

イ アにより把握した支援の実施状況に基づく関係機関等との連絡調整
に関すること（個別ケース検討会議における事例の再検討を含む。）。

(守秘義務)

第11条 協議会の構成員は、法第25条の5の規定により、会議及びこの活動
を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、ほかに漏らしてはなら
ない。構成員を退いた後も同様とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事
項は、会長が代表者会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

愛知県瀬戸保健所
愛知県中央児童・障害者相談センター
愛知県愛知警察署
長久手市福祉部福祉課
長久手市福祉部健康推進課
長久手市子ども部子ども家庭課
長久手市障害児通園施設
長久手市児童館
長久手市保育所
長久手市教育委員会教育総務課
長久手市立小中学校

別表第2

社団法人東名古屋医師会
社会福祉法人長久手市社会福祉協議会
社会福祉法人名古屋文化福祉会
学校法人鍋島学園
学校法人吉田学園

別表第3

長久手市民生委員児童委員協議会の構成員
人権擁護委員
児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者で市長が必要と認め
指名する者